

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

特設注意市場銘柄の積極的な活用等に係る「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を行い、平成25年9月13日から施行しますので、ご通知申し上げます。

(詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ (<http://www.nse.or.jp>) に掲載しておりますのでご覧ください。)

今回の改正は、虚偽記載等に係る上場廃止基準の取扱いを明確化して、投資者の予見可能性を向上するとともに、特設注意市場銘柄制度を上場規則の実効性確保手段として積極的に活用していくために「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を行うものです。

また、上記見直しに合わせて、上場規則の実効性確保手段の多様化を図るため、上場契約違約金の制度を導入することとし、加えて、上場会社が有価証券報告書又は四半期報告書の提出期限の延長承認を受けた場合における上場廃止基準の取扱いを見直すなど、所要の制度整備を行います。

改正の概要は、下記のとおりです。

記

I. 改正概要

(備考)

1. 虚偽記載又は不適正意見等に起因する上場廃止基準の取扱いの明確化

(1) 虚偽記載又は不適正意見等に係る上場廃止基準の明確化

- ・ 上場会社が次の a 又は b のいずれかに該当した場合（以下「虚偽記載を行った又は不適正意見等を付された場合」といいます。）は、直ちに上場廃止としなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかとなるときに上場廃止とすることを明確化します。
- a. 上場会社が有価証券報告書等の虚偽記載を行った場合
- b. 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書において、公認会計士等によって、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合等

・ 株券上場廃止基準第2条第1項第11号

(2) 特設注意市場銘柄制度に係る上場廃止基準の明確化

- ・ (1) で上場廃止とならない場合であっても、上場会社が虚偽記載を行った又は不適正意見等を付された場合であって、次の a から c までのいずれかに該当するときは、上場廃止とすることを明確化します。
 - a. 財務情報の開示の適正を確保するため内部管理体制の状況等の改善の必要性が高いと認められる場合であって、その改善の見込みがないと認めたとき
 - b. 特設注意市場銘柄に指定された場合であって、(改善期間の経過にかかわらず) 内部管理体制の状況等の改善が期待できなくなったと認めたとき
 - c. 特設注意市場銘柄への指定が継続された場合であって、改善期間内に内部管理体制の状況等の改善がされなかったと認めたとき (2. (2) 参照)

・ 株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 11 号の 2

2. 特設注意市場銘柄制度の見直し

(1) 指定対象の拡張

- ・ 上場会社が次の a から c までのいずれかに該当した場合は、特設注意市場銘柄に指定するものとします。
 - a. 上場会社が虚偽記載を行った又は不適正意見等を付された場合であって、財務情報の開示の適正を確保するため内部管理体制の状況等の改善の必要性が高いと認められるとき
 - b. 会社情報の適時開示等に係る規定に違反した場合であって、内部管理体制の状況等の改善の必要性が高いと認められるとき
 - c. 企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反した場合であって、内部管理体制の状況等の改善の必要性が高いと認められるとき

・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則 (以下、「適時開示等規則」という。) 第 47 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで

(2) 内部管理体制の状況等の改善期間の短縮

- ・ 内部管理体制の状況等の改善期間を、原則、1 年間とします。
- ・ なお、1 年を経過したときに内部管理体制の状況等が改善されていないものの今後の改善が見込まれる場合には、6 か月間改善期間を延長することとします。

・ 適時開示等規則第 47 条第 2 項から第 7 項まで

3. 上場契約違約金の導入

- ・ 上場会社が適時開示義務や企業行動規範 (遵守すべき事項) に違反するなど上場規則に違反した場合で、当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと当取引所が認めるときは、上場契約違約金の支払いを求めることができるものとします。
- ・ 上場契約違約金の額は、年間上場料に 20 を乗じた額とします。

・ 適時開示等規則第 54 条

・ 適時開示等規則の取扱い
23

4. 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延に係る上場廃止基準の見直し

- ・上場会社が、有価証券報告書又は四半期報告書について内閣総理大臣から提出期間の延長の承認を得た場合には、承認を得た期間の経過後8日目の日までに提出しなかったときに、上場廃止とすることとします。
- ・上場会社が、有価証券報告書又は四半期報告書について内閣総理大臣に対し提出期間の延長に係る承認申請書の提出を行うことを決定した場合には、その旨を開示することとします。

- ・株券上場廃止基準第2条第1項第10号、株券上場廃止基準の取扱い1(10)
- ・適時開示等規則第2条第1項第1号a jの2

5. その他

- ・上場外国会社が法定開示書類について英文開示を行うことを決定した場合には、その旨と英文開示を開始する時期について、決定した後速やかに当取引所に通知するものとします。
- ・その他所要の改正を行います。

- ・適時開示等規則第20条第1項第10号

II. 施行日

この改正規定は、平成25年9月13日から施行します。従いまして、改正付則中「当取引所が定める日」は「平成25年9月13日」といたします。

以 上